『部落差別解消推進法』容認の理論的背景
－部落問題解決の到達点と いわゆる『結婚差別』のとらえ方－

石倉康次（立命館大学特任教授、総合社会福祉研究所理事長）

参考図書：
『ここまできた部落問題の解決』、『部落問題解決過程の研究』第3巻、『部落問題研究』部落問題研究者全国集会特集号（近刊）いずれも部落問題研究所発行。

話のはしら

1. 部落差別解消推進法をめぐって
2. 部落問題解決の到達点の確認
3. 「結婚差別」に焦点を当てた最近の研究をめぐって

１部落差別解消推進法をめぐって

二つの留意すべき問題点がある

1. 同和対策に関わる国の特別法が廃止された2002年度末から14年も経過した2016年になって、このような法律案がなぜ提起されたのか

2. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と対比して、差別の規定のない「部落差別の解消の推進に関する法律」

なぜ2016年に国会に上程されたのか

- 2016年5月19日自民党二階俊博ほか、公明・民進等8名の議員による提案、6月1日通過。11月18日に参議院が受領、12月9日参議院可決。反対は共産党の14票のみ。
- 懸念や反対意見を踏まえ、三つの付帯決議項目がつく。
- ①「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、 部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる」
- ②「教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生む ことがないように留意し」
- ③「調査により新たな差別を生むことがないように留意 しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討する」

可決成立の政治的背景

- 2015年9月19日安全保障関連法が自民党公明党賛成多数で成立し、これに反対する野党共同が進み、2016年7月の参院選で全国32の1人区で野党が候補を1本化し、11選挙区で勝利したことへの、鋭敏な政治的危機意識が自民党二階俊博幹事長の行動の背景にはあったと推定される。
- 民進党と共産党の差異をきわだたせる議案を国会に出すことで、民進・共産の政治的な共同の進展を乱すために、利用されたと思われる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律にはある「部落差別」の定義がない

- 第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一　障害者
- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二　社会的障壁
- 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。（以下省略）

部落問題解決の到達点を踏まえる必要

- 「同和地区」は多様な系譜を持つ人が混住する地域に変わる一方で、出身や地区や地域を超えた通婚が進む中で、対象となる人を特定することが困難であるというよりも、無意味であり、有害となる段階にある。

２部落問題解決の到達点の確認

部落問題とは何か

- 近世身分制度の中で低位に置かれた集団が、居住地や職業、通婚等において、他の身分集団から隔離・分離されていた状態が、明治の解放令以後に、住民の多数（すべてではない）が貧困と差別の社会問題の受難者として再生産された。障害者差別とは属性が異なる。
- 戦後の日本国憲法では民主主義と人権尊重が法的規範となったが、貧困と差別の諸相はのこり、社会問題としての部落（同和）問題として存続した。
- 関係住民だけでなく日本社会の民主化をすすめる人々の運動の力により1969年の同和対策特別措置法とそれを継承した法律が2002年度末に廃止されるまで、地区を特定し国・自治体の予算を投入した同和行政施策がとりくまれてきた。

部落問題解決の到達点をみる指標

- 四つの指標としてほぼ定着している。
- ①同和地区と「周辺地域とのあいだでの各種の格差の解消
- ②部落差別観念・意識が社会的に通用しなくなる
- ③歴史的な差別による部落の社会生活や文化などの歴史的後進性の克服（これについては評価が分かれており「同族意識」に集約する意見もある）
- ④一切の社会的障壁が取り除かれて社会的交流が進み融合が実現する
- 真田是(1995)『部落問題の解決と行政・住民』部落問題研究所、12頁。

三つの時期の地区内外の比較から変化をとらえる

- 部落問題解決に作用した戦後高度経済成長と同和教育・行政を反映
- １９５７年調査　埼玉県旧中山道沿いの地区比較
- １９７４年調査　京都市T地区と京都市全体との比較
- １９９４年調査　広島県県央のT町の地区比較
- ２０００年調査　大阪府の同和地区と大阪府との比較

高度経済成長期前の実態１　（埼玉B同和地区）

成澤榮壽他(1958)「武蔵野の部落　埼玉県Ｙ市Ｘ町実態調査概要」『早稲田大学部落問題研究会　会報第10号』

職業別就業人口（1957年埼玉県Y市X町）

職種	M地区						B地区						N地区					
	男		女		計		男		女		計		男		女		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
農業	23	22.8	44	53.0	67	36.4	92	50.3	129	73.3	221	61.6	34	45.3	54	78.3	88	61.1
半農非熟練	2	2.0	4	4.8	6	3.3	20	10.9	17	9.7	37	10.3	3	4.0	0	0.0	3	2.1
半農半熟練	3	3.0	1	1.2	4	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.7	0	0.0	2	1.4
半農販売	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	2.2	0	0	4	1.1	1	1.3	0	0.0	1	0.7
非熟練	18	17.8	21	25.3	39	21.2	26	14.2	14	7.9	40	11.1	2	2.7	2	2.9	4	2.8
半熟練	20	19.8	5	6.0	25	13.6	23	12.6	6	3.4	29	8.1	11	14.7	6	8.7	17	11.8
熟練	15	14.9	0	0.0	15	8.2	7	3.8	0	0.0	7	1.9	11	14.7	0	0.0	11	7.6
販売	6	5.9	3	3.6	9	4.9	7	3.8	4	2.3	11	3.1	0	0.0	2	2.9	2	1.4
事務	11	10.9	5	6.0	16	8.7	3	1.6	6	3.4	9	2.5	6	8.0	4	5.8	10	6.9
専門管理	3	3.0	0	0.0	3	1.6	1	0.6	0	0.0	1	0.3	5	6.6	1	1.4	6	4.2
総計	101	100.0	83	100.0	184	100.0	183	100.0	176	100.0	359	100.0	75	100.0	69	100.0	144	100.0

高度経済成長期前の実態２

耕作面積別農家数（1957年埼玉県Ｙ市Ｘ町）

	M地区		B地区		N地区	
	農家数	%	農家数	%	農家数	%
2町以上	0	0.0	0	0.0	3	2.2
1町5反以上	0	0.0	11	7.0	25	18.5
1町以上	14	5.3	17	10.8	43	31.9
5反以上	56	21.4	52	33.1	36	26.7
3反以上	44	16.8	35	22.3	10	7.4
3反未満	148	56.5	42	26.8	18	13.3
農家総数	262	100.0	157	100.0	135	100.0

高度経済成長期前の実態３

通婚圏の比較（1957年埼玉県Ｙ市Ｘ町：同和地区はＢ地

	Ｍ地区		Ｂ地区		Ｎ地区	
	組	%	組	%	組	%
夫婦とも他地域出身	1	18	3	2	7	16
夫婦の一方が他地域出身	37	**72**	73	58	31	**72**
夫婦とも同一地区	5	10	50	**40**	5	12
計	51	100	126	100	43	100

高度経済成長下の変化１（京都市T地区）

杉之原寿一他(1975)『京都市竹田深草地区実態調査報告書』部落問題研究所

職業別就業者数の推移（1938～1974年京都市T地区）

	地区								京都市	
	1938年		1951年		1970年		1974年		1970年	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
専門技術	14	1.1	11	1.3	21	1.6	10	1.4	58,045	8.4
管理的職業	-	-	-	-	14	1.1	1	0.1	38,310	5.5
事務	6	0.5	76	9.2	100	**7.8**	88	**12.7**	115,655	**16.7**
販売	155	**12.2**	82	**9.9**	121	**9.5**	82	**11.8**	117,065	**17.0**
農林漁業	13	1.0	30	3.6	3	0.2	-	-	12,460	1.8
採鉱・採石	-	-	-	-	-	-	-	-	80	0.01
運輸通信	38	3.0	67	**8.1**	107	**8.4**	41	5.9	26,410	3.8
技能工・生産工・単純労働者	1034	**81.5**	544	**65.5**	804	**63.0**	417	**60.1**	251,580	**36.4**
サービス	1	0.1	9	1.1	102	8.0	38	5.5	61,825	9.0
保安サービス	3	0.2	…	…	4	0.3	5	0.7	8,150	1.2
不明	4	0.3	11	1.3	-	-	12	1.7	1,000	0.1
総数	1,268	100.0	830	100.0	1,276	100.0	694	100.0	690,580	100.0

高度経済成長下の変化２（京都市T地区）

単純労働者の内訳（1974 年京都市 T 地区）

	男	女	計	
包装工・荷造工	ー	5	5	1.7%
倉　庫　夫	ー	ー	ー	
沖仲仕・運搬夫	2	2	4	1.3%
線路工夫・駅手	ー	ー	ー	
配　達　夫	ー	ー	ー	
会社などの用務員	14	23	37	12.4%
し尿汲取人（民間）	ー	ー	ー	
道路清掃夫	ー	1	1	0.3%
土工・道路工夫	31	4	35	11.7%
現業公務員	170	17	187	62.5%
そ　の　他	13	17	30	10.0%
総　　数	230	69	299	100.0%

高度経済成長下の変化３（京都市T地区）

中学卒業生の進路決定状況の推移（%：京都市）

	T地区					京都市同和地区					京都市				
	進学者				就職その他	進学者				就職その他	進学者				就職その他
	公立	私立	定時	計		公立	私立	定時	計		公立	私立	定時	計	
1963年	6.3	17.2	-	**23.4**	**76.6**	8.6	20.6	5.5	**34.6**	**65.4**	32.8	36.3	5.8	**75.0**	**25.0**
1964年	15.4	21.5	3.1	40.0	60.0	8.2	22.2	7.5	37.9	62.1	34.4	35.2	5.7	75.3	24.7
1965年	15.0	21.7	5.0	**41.7**	**58.3**	9.6	22.4	6.8	**38.8**	**61.2**	34.7	35.6	5.6	**75.9**	**24.1**
1966年	28.4	37.8	2.7	68.9	31.1	13	27.1	7.2	47.2	52.8	36.3	36.7	5.9	78.9	21.1
1967年	35.6	17.8	8.9	62.2	37.8	15.8	31.3	6.5	53.6	46.4	39.9	37.6	5.6	83.1	16.9
1968年	33.3	46.3	1.9	81.5	18.5	24.9	29.3	5.9	60.1	39.9	43.6	37.0	4.5	85.4	14.6
1969年	22.7	40.9	2.3	**65.9**	**34.1**	29.8	38.0	4.2	**72.0**	**28.0**	46.2	37.3	3.4	**87.2**	**12.8**
1970年	44.7	44.7	-	**89.5**	**10.5**	32.6	38.4	3.6	**74.6**	**25.4**	46.3	40.0	3.4	**89.7**	**10.2**
1971年	48.5	36.4	-	84.8	15.2	44.0	42.9	1.1	88.1	11.9	48.4	40.3	3.2	91.9	8.1
1972年	41.0	48.7	-	89.7	10.3	45.1	40.2	1.5	86.7	13.3	48.3	42.0	3.0	93.3	6.6
1973年	25.0	68.8	-	**93.8**	**6.3**	39.8	50.6	2.4	**92.8**	**7.2**	48.8	41.9	3.0	**93.8**	**6.2**
1974年	24.0	52.0	8.0	**84.0**	**16.0**	36.3	54.1	1.8	**92.2**	**7.8**	45.9	44.0	4.0	**94.1**	**5.9**

農村部での住民共同の成果１　広島県T町

石倉康次受託調査(1995)『地域のくらしと民主主義に関する調査報告書』（広島県豊栄町）

- 広島県下の農村部では20戸くらいの集落単位で「講中」と呼ばれる相互扶助組織があり、火事や冠婚葬祭をはじめとした助け合い活動や諸行事をおこなってきた。この集落ごとの相互扶助組織から点在する同和関係世帯が排除されていた。遠方の親戚の力を借りなければならず、その不合理さは際立っていた。
- T町では、戦前からこの不合理を克服する取り組みがあり、1932（昭和７）年にひとつの集落では同和関係世帯を含む集落単位の「講中統合」が実現していた。しかし、戦時体制が強まる中で他の１１の集落の講中統合は実現しないまま残された。戦後の1971年に2年１か月の期間をかけて地域の区長、議員、行政、住民に問題提起し地道な議論と啓発を重ね、全町的な規模で講中統合を達成している。
- 1995年に同和対策事業の終了宣言を住民合意で実現した。同和関係住民自身は特別施策への依存がもたらす弊害を意識し同和行政からの自立を追求するようになった。
- 営農支援や奨学金の給付などを必要とする場合に対応するために、施策の対象は同和関係者のみを対象とした特別施策ではなく、一般施策として、必要な条件を満たした町内の対象者すべてに実施する町単独事業を議会と町長とが共同で制度化した。

農村部での住民共同の成果２　広島県T町

男性生計中心者の職業（1994年広島県T町）

	同和関係世帯		周辺地区		周辺外地区	
	度数	%	度数	%	度数	%
計	33	100.0	153	100.0	106	100.0
他人を3人以上雇って事業経営	2	6.1	6	3.9	4	3.8
農業	9	**27.3**	39	**25.5**	36	**34.0**
農業以外の自営業	4	**12.1**	15	**9.8**	9	8.5
部長以上（従業員300人以上）の管理職	0	0.0	1	0.7	1	0.9
専門・技術職	0	0.0	7	4.6	3	2.8
従業員30人以上事業所の事務・セールス	0	0.0	8	5.2	2	1.9
従業員30人以上事業所の現業・労務職	5	**15.2**	13	8.5	13	**12.3**
事務系の公務員	3	**9.1**	11	7.2	10	**9.4**
現業系の公務員	0	0.0	0	0.0	2	1.9
従業員30人未満事業所の事務・セールス	0	0.0	4	2.6	4	3.8
従業員30人未満事業所の現場・労務職	0	0.0	15	**9.8**	5	4.7
商業・サービス系に雇われている	0	0.0	5	3.3	1	0.9
運転手	3	**9.1**	4	2.6	0	0.0
大工・左官職などの職人	1	3.0	6	3.9	3	2.8
臨時・日雇い	1	3.0	2	1.3	4	3.8
パートタイマー	0	0.0	0	0.0	0	0.0
内職	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	2	6.1	2	1.3	3	2.8
無回答	3	9.1	15	**9.8**	6	5.7

農村部での住民共同の成果３　広島県T町

	男性生計中心者の配偶者の職業（1994年広島県T町）					
	同和関係世帯		周辺地区		周辺外地区	
	度数	%	度数	%	度数	%
計	33	100.0	153	100.0	106	100.0
常勤の仕事	10	**30.3**	33	**21.6**	26	**24.5**
臨時雇い・日雇い・パートタイマー	4	12.1	23	15.0	12	11.3
自営業(農業を含む)	5	**15.2**	26	**17.0**	24	**22.6**
自営業の手伝い	4	12.1	16	10.5	10	9.4
その他	0	0.0	2	1.3	1	0.9
専業主婦	2	6.1	21	13.7	14	13.2
無職	3	9.1	11	7.2	7	6.6
無回答	5	15.2	21	13.7	12	11.3

農村部での住民共同の成果４　広島県T町

同和地区の生計中心者と子どもの婚姻類型別比率				
	生計中心者		生計中心者の子	
	度数	%	度数	%
計	42	100.0	56	100.0
夫婦とも同和地区出身	28	**66.7**	11	19.6
夫は同和地区出身、妻は同和地区外出身	8	19.0	20	**35.7**
夫は同和地区外出身、妻は同和地区出身	2	4.8	24	**42.9**
無回答	4	9.5	1	1.8

同和行政施策実施後の都市部１　大阪府

石倉康次、鈴木良他（2007）『大阪府「旧同和地区」実態調査と人権意識調査について』部落問題研究所

従業上の地位別就業者構成比(2000年大阪府)

	男性		女性	
	同和地区	大阪府	同和地区	大阪府
該当数(人)	2,393	2,503,917	1,796	1,630,264
被雇用者	**70.7%**	**76.7%**	**79.5%**	**81.5%**
会社・団体の役員	6.6%	7.5%	2.6%	3.4%
自営業主(雇人あり)	8.4%	5.7%	3.0%	1.9%
自営業主(雇人なし)	10.8%	8.7%	5.0%	3.7%
自家営業の手伝い	2.3%	1.3%	8.1%	8.6%
内職	0.3%	0.1%	1.0%	0.9%
不明	0.9%	0.0%	0.8%	0.0%

大阪府は「国勢調査」2000年による

同和行政施策実施後の都市部２　大阪府

結婚時期別婚姻類型別回答者数・率（2000年大阪府）

		該当者数 %	夫婦とも同和地区出身	一方が同和地区出身の夫婦	夫婦とも同和地区外出身	その他不明
総数		4256	1113	1493	1083	567
		100.0	26.2	35.1	25.4	13.3
結婚時期別	1950年以前	302	140	60	63	39
		100.0	**46.4**	**19.9**	20.9	12.9
	1951年～1960年	637	246	149	172	70
		100.0	**38.6**	**23.4**	27.0	11.0
	1961年～1970年	987	279	149	172	70
		100.0	**28.3**	**29.4**	28.1	14.3
	1971年～1980年	775	198	275	208	94
		100.0	**25.5**	**35.5**	26.8	12.1
	1981年～1990年	757	142	331	178	106
		100.0	**18.8**	**43.7**	23.5	14.00
	1991年以降	705	86	365	156	98
		100.0	**12.2**	**51.8**	22.1	13.9

同和行政施策実施後の都市部　大阪府

住宅の所有形態別原住・来住者の構成（2000年大阪府）

		総数	原住者	来住者（計）	出生地が現在地区の来住者	前住地が他の同和地区の来住者	前住地が同和地区以外の来住者	前住地不明の来住者	不明
総数		7805	2494	5292	1179	668	2866	579	19
%		100.0	**32.0**	**67.8**	15.1	8.6	**36.7**	7.4	0.2
住宅所有形態別	持家	2318	918	1396	330	236	677	153	4
		100.0	**39.6**	**60.2**	14.2	10.2	**29.2**	6.6	0.2
	公営・改良住宅	4796	1462	3323	799	382	1807	335	11
		100.0	**30.5**	**69.3**	16.7	8.0	**37.7**	7.0	0.2
	民間借家	520	74	446	34	39	309	64	-
		100.0	**14.2**	**85.8**	6.5	7.5	**59.4**	12.3	-
	その他	118	22	95	8	9	57	21	1
		100.0	18.6	80.5	6.8	7.6	48.3	17.8	0.8

大阪の今日的な実態の評価

- 地区内外の通婚者が多数となり、来住者も同和対策事業で整備された地区内の公営・改良住宅や持家、民間借家などに居住している。このような実態は、当該地区を「旧同和地区」と呼ぶことさえ妥当ではない住民構成となり職業構成での差異もほぼなくなっている。
- もはや「同和地区」を特定した特別施策を実施することは困難であり、実施が住民に困惑をもたらしかねないほどに解体・融合状況が進んでいる。
- 住民の間には、不安定就労問題や要介護の問題、あるいは子どもたちの発達に関わる問題や課題を抱える人はある。しかし、それらの問題が部落差別に関わって発生しているものととらえることは困難で、むしろ都市部に住む人が共通に抱える労働・生活問題として住民全体を対象とした普遍的な施策による対応策が求められる。

3「結婚差別」に焦点を当てた最近の研究をめぐって

斎藤直子（2017）『結婚差別の社会学』勁草書房
は大阪府が実施した調査結果をもとに論究。

「夫婦の組み合わせを見ると、結婚差別は解消しつつあるようにみえる。しかし、被差別体験の割合をみると、結婚差別は逆に増加しているようにもみえる」

年齢階層別結婚における非差別体験（自分は同和地区、結婚相手は同和地区がいの場合・複数回答可、大阪府 2000 年）

	回答者数	相手の家族や親族から、結婚を反対された	相手の家族や親族の中に、結婚式への出席を拒んだ人がいた	結婚後、相手の家族や親族の中に、つきあいを拒否する人がいた	相手の家族や親族から、結婚後は同和地区外に引っ越すよう言われた	相手の家族や親族から、冷たい視線やよそよそしい態度を感じた	差別を体験した（計）	いずれの体験もない	無回答
総数	1298 100.0%	203 15.6%	52 4.0%	55 4.2%	49 3.8%	58 4.5%	268 20.6%	929 71.6%	101 7.8%
15～39歳	396 100.0%	73 18.4%	18 4.5%	20 5.1%	30 7.6%	22 5.6%	98 24.7%	287 72.5%	11 2.8%
40～59歳	554 100.0%	87 15.7%	25 4.5%	23 4.2%	14 2.5%	22 4.0%	109 19.7%	402 72.6%	43 7.8%
60歳以上	348 100.0%	43 12.4%	9 2.6%	12 3.4%	5 1.4%	14 4.0%	61 17.5%	240 69.0%	47 13.5%

地区内外の通婚が進む中で「差別」に焦点化

	回答者数	差別を体験した（計）	いずれの体験もない	無回答
総　数	1298 100.0%	268 20.6%	929 71.6%	101 7.8%
結婚前に告げた	629 100.0%	179 28.5%	421 66.9%	29 4.6%
結婚後に告げた	55 100.0%	9 16.4%	42 76.4%	4 7.3%
告げなかった	565 100.0%	75 13.3%	457 80.9%	33 5.8%
無回答	49 100.0%	5 10.2%	9 18.4%	35 71.4%

到達点を疑問視する問題の焦点化

- 分析対象は、大阪府調査の「同和地区」出身の「差別」体験者に限定され「いずれの体験もない」人が多数という大勢の変化は対象外にされており、歴史的到達点を評価する視点が希薄。
- 若い人ほど比率が高いのは、相手の家族や親族に「結婚を反対された」、「結婚後は同和地区外に引っ越すよう言われた」。「結婚式に出席を拒んだ人がいた」、「冷たい視線やよそよそしい態度を感じた」、「結婚後つきあいを拒否する人がいた」としている。このような相手の「偏見」は、本人同士の結婚に影響を与えていなければ「差別」とする大阪府調査は概念規定に問題有り。
- 何らかの「偏見」に遭遇した本人にとっては、ストレスの多い時期を体験することになる。そのような事例に接近した研究である。

分析対象の偏り

- 斎藤氏の研究対象は、なんらかの「結婚差別」を経験した事例がとりあげられ、特定の運動団体関係者であることや、対象となっている人の結婚時期には、最近の事例から、同和行政施策が本格的に展開する前の、１９７０年前後に結婚した事例を同列に扱っており、普遍的な分析としては難がある。

親の同意の有無を分析基軸とする問題

- 現代では、憲法で保障する本人同士の同意に基づく結婚が、成立しているか否かが分析の基軸になる。家族や親族の意向は周辺的。
- 「部落出身であるという理由で、親や周囲が結婚を反対するときに、結婚差別が生じる」(98)とするために、「部落出身であることを『うちあけ』ているか」(63)が前提にした分析となとなっている。
- 反対する理由として、「不特定多数」の抽象的な人物」が反対するからといった理由や、「親戚の忌避の予期」(123)「世間の忌避の予期」(134)があることを指摘し、「親の影響力」が大きいと断定する(136)。

部落にこだわらない意識も問題化

- 結婚相手が、「出身は『関係ない』とか『言わなくてもいい』と表現することで、恋人が部落出身であることを受容したというメッセージを伝えようとしているかもしれない」…けれども「部落出身であることも含めて、自分という人間を受け入れてほしい」と願う人にとっては、…アイデンティティーを否定された様に感じるかもしれな（79）。
- 「『脱部落化』はかれらの存在を否定することになる」(197)と断定。

親の結婚の容認を「忌避の合理化」とみる

- 「うちあけ、結婚の反対、カップルからの説得、条件つき容認、というやりとりの中で、差別の問題が他の問題へとずらされていく」(175)なかで「脱部落化」による「忌避の合理化」がされているとみて、差別解消にむかう変化とはみない。
- そして、結婚後「親が態度を変容させることもあり、それにともなって家族関係が改善されたり安定する場合もある。家族関係が安定した事例をみると、家庭内で部落問題をきちんと語ることや、部落に住む夫婦のもとに親が通うこと、『部落出身者』である孫と交流することなどが、親の部落への認識を変えていく要因となっている」（230）として、部落問題の変化の認識ではなく「部落への認識」の変化を強調する。

斎藤氏が評価する「部落」を固定化した支援実践

- 大賀：「差別した人を糾弾するだけでは、復縁も望めないし、賠償も受けられない。とはいえ、民事訴訟をしたところで、結婚差別で受けた被害は、賠償金という金銭に換算されてしまうだけだ」「糾弾にしても民事訴訟にしても、被害者救済の視点は弱かった」(243)
- 高橋：「彼らが結婚するかどうか、結論を出すことをじっと待つ。もし、結婚すると決断したならば、その選択を尊重して、結婚が叶うように手助けするにすぎない」(250)
- 「高橋は、『差別されるのは、だれもが嫌だと思う』ので、部落出身であることをいいものだと思うのは難しいけれども、肯定的にとらえていく道筋はあるはずだと考えている」(257)。「高橋は、部落を肯定的に捉えるためには、厳しい生活の中で培った知恵があること、差別に対する闘いがあったこと、自分の親や地域の人々に対する愛着があることなどを振り返って、自分にとって部落が大切なものだと再解釈することが必要であるという」(257)。

部落問題解決への歩みの過程を確認する実践

- 結婚差別「克服」の道を交流による認識の転換、部落への愛着と再解釈という心理主義的な理解が「推進法」を容認する。
- 部落問題の歴史的社会的な属性をふまえた解決過程の認識が必要。
- 部落問題解決指標にかかわる社会の民主化と個人の尊厳の尊重にむけた歴史的変化を正確にとらえ、共通認識とすること。
- それをもたらした経済変動と行政政策や教育実践。それらを推進した社会運動、政治的な分断と利権誘導とがからんだ逆流を克服してきた社会的実践の蓄積についての、人権と民主主義実現の不断の努力の共通認識も不可欠。
- 「偏見」による反発でストレスを抱かされた若者にもその語りかけが不可欠ではないか。